

使用前確認証

原規規発第2201265号

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
理事長 児玉 敏雄 殿

令和3年11月16日付け令03原機（速材）006（令和3年12月24日付け令03原機（速材）007及び令和4年1月13日付け令03原機（速材）008をもって一部変更）をもって申請がありました使用施設等については、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第55条の2第3項の規定に基づき確認したので、核燃料物質の使用等に関する規則（昭和32年総理府令第84号）第2条の7の規定に基づき、使用前確認証を交付します。

令和4年1月26日

原子力規制委員会